

長崎市伊王島灯台記念館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市条例第 34 号

長崎市伊王島灯台記念館条例の一部を改正する条例

長崎市伊王島灯台記念館条例（平成 16 年長崎市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までを削り、第 5 条を第 2 条とする。

第 6 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 3 条とし、第 7 条を第 4 条とし、第 8 条から第 10 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 11 条第 1 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 2 項中「及び指定管理者」を削り、同条を第 8 条とし、第 12 条を第 9 条とし、第 13 条から第 15 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 16 条中「及び指定管理者」を削り、同条を第 13 条とし、第 17 条を削り、第 18 条を第 14 条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の長崎市伊王島灯台記念館条例の規定によりなされた模写等の許可その他の行為は、改正後の長崎市伊王島灯台記念館条例の相当規定によりなされたものとみなす。